

「短期入所生活介護サービス」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第1470100056号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の
通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 施設利用の留意事項	6
8. ご家族様に遵守して頂きたい事項	7
9. 損害賠償について	7
10. ご同意確認事項	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 横浜鶴声会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目15番18号
- (3) 電話番号 045-583-1833
- (4) 代表者氏名 理事長 晝間 靖裕
- (5) 設立年月 (1982) 昭和 57年 3月 29日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定
神奈川県 1470100056号
※当事業所は特別養護老人ホームやまゆりホームに併設されています。
- (2) 施設の目的 老人福祉法第5条の2第4項に定める老人短期入所事業で、
介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護を行なう施設です。
要支援又は要介護1から5の認定を受けた方で、日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。
- (3) 施設の名称 (特別養護老人ホーム) やまゆりホーム
- (4) 施設の所在地 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号
- (5) 電話番号 045-583-1833
- (6) 施設長(管理者)氏名 晝間 靖裕
- (7) 当施設の運営方針 生活の場として平穏で楽しい生活が送れるよう、役職員一同奉仕の精神に徹します。
- (8) 開設年月 (1983) 昭和 58年 1月 1日
- (9) ショートステイ利用定員 10名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	2室	
2人部屋	2室	
4人部屋	1室	
合計	5室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]NYY式肩関節輪転運動器、歩行訓練用平行支持台等
浴室	3室	特殊浴槽
医務室	1室	

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

※ 現在、該当する施設・設備は有りません。ご利用中に必要な事が出ましたら別途ご連絡いたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1 名
2. 介 護 職 員	27	27 名
3. 生 活 相 談 員	1	1 名
4. 看 護 職 員	4	4 名
5. 機能訓練指導員	1	1 名
6. 介護支援専門員	1	1 名
7. 医 師（嘱託医）	1	必要数
8. 管 理 栄 養 士	1	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（37.5時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水曜日 午後
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番： 7：45～16：15 2名 中早番： 8：00～16：30 3名 日 勤： 9：00～17：30 2名 中遅番：10：00～18：30 2名 遅 番：11：00～19：30 4名 夜 勤：17：00～ 9：30 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番： 8：30～17：30 1名 日 中： 9：00～17：30 1名 遅 番：10：00～18：30 2名
4・機能訓練指導員	看護職員が兼務

☆ 土日は上記と異なります。状況により変更があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、食費・居住費・光熱水費を除き、介護給付費の対象となります。また、契約者の自己負担額は負担限度額認定証に明示されている額に基づき算出されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

- ・原則として、多床室をご利用頂きます。

② 食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂く事を原則としています。

(食事時間)

朝 食 8：00～ 9：00 、 昼 食 12：00～13：00
夕 食 18：00～19：00

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。(火・金)
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。
- ・体調に急変を生じた場合の病院受診は、ご家族様にて対応をお願いします。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧ 送迎・介護保険

- ・介護保険での送迎は、自宅から施設、施設から自宅となっております。それ以外の送迎につきましては自費送迎（¥2,000／回）となります。詳しくはご相談ください。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第５条参照）

別紙Ⅰ（介護度別料金表）によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費・光熱水費に係る合計金額をお支払い頂きます。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度及び悲嘆限度額認定証に明示されている額に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払戻しされます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆食費・居住費・水光熱費に係る費用については、負担限度額認定証に明示している額となります。（別紙Ⅰ 介護度別料金表参照）

☆社会福祉法人による軽減実施施設です。ご相談ください。

（２）（１）以外のサービス（契約書第４条、第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 理髪サービス（神奈川県理容生活衛生同業組合鶴見支部に依頼）

月に１～２回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用頂けます。

利用料金：１回あたり ２，５００円～３，０００円

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことが出来ます。（※料 金：材料代等の実費をいただきます）

i) 主な行事予定：誕生会、盆踊り、運動会、もちつき大会等

ii) クラブ活動：ハーモニカ、歌唱、カラオケ、映画鑑賞、ふれあいクラブ等

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 利用料金： １枚につき ５０円

但し、他の利用者のプライバシーに係わる事項の閲覧、複写はお断りします。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当である物にかかる費用をご負担頂きます。

（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません）

⑤ 契約書第１９条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を空ける事が出来ない事情が発生した場合には、本来の契約終了日から現実に居室が空け渡された日までの期間に係る料金をお支払い下さい。

(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	9,000 円	9,700 円	10,500 円	11,000 円	12,000 円

※ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,500 円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用を1日単位で計算します。利用料金は口座引落にてお支払いいただきます。請求書送付（翌月中旬）引落日（毎月27日）休日の場合は翌営業日となります。尚、手続きが完了するまでは、退所時に現金支払いとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日2日前までに担当者まで申出て下さい。

- 利用予定日の2日前までに申出がなく、前日及び当日になって利用を中止する場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の2日前までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに 申し出があった場合	利用料金（自己負担額）の50% *利用予定日数
利用予定日の当日に 申し出があった場合	利用料金（自己負担額）の100% *利用予定日数

- サービス利用の変更、追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示しています。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。また、契約書第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算していただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

特別養護老人ホームは、医療施設ではなく福祉施設です。医療を必要とする場合は、外部の医療機関を受診して頂く事になります。かかりつけの病院があれば事前にお知らせ下さい。当施設の嘱託・協力医療機関は下表のとおりです。

（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

又、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	平 和 病 院
所 在 地	横浜市鶴見区東寺尾中台21-1
診 療 科	内科・外科・整形外科・その他

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐 藤 歯 科
所 在 地	横浜市鶴見区下野谷町4-145-2

③ 嘱託医

医療機関の名称	つるみクローバークリニック
所 在 地	横浜市鶴見区下末吉6-3-25クリニックセンター三ッ池公園102
診 療 科	内科

6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員・苦情受付係

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
10：00～16：00

また、苦情受付ボックスを 事務所前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

○横浜市

横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター） 045-263-8084

○各区

※鶴見区高齢・障害支援課 045-510-1770

※港北区高齢・障害支援課 045-540-2325

○国保連

神奈川県国民保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
045-329-3447

○第三者委員

川島志保 045-662-2041

渡辺健 045-575-6278

小林政晴 045-521-5733

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断り致します。

（2）面 会

面会時間 10：00～16：00

※来訪者は、必ず面会票（事務所窓口に設置）にご記入下さい。

※インフルエンザ等に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、ご利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

（3）外 出

ご契約者が、外出（受診等）をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合は、重要事項説明書 5 (1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払頂く場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認める場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことは出来ません。

(6) 喫 煙

施設内は、原則、全館禁煙です。

8. ご家族様（または 身元引受けの方）に遵守して頂きたい事項

事業者は、ご契約者に対し最善のサービス提供を致しますが、ご家族も下記事項について遵守して頂きます。

- ① 初回及び長期に渡って利用していない場合は、入所時必ずご契約者の生活状況及び体調を把握されている方に付添いをお願い致します。担当者・看護師に身体状態の報告をお願いします。
- ② 入所時に持参された衣類・私物等の物品は、介護職員にご報告下さい。『持ち物確認表』と照合致します。衣類等には、フルネームでお名前を記入して下さい。
- ③ 現金・貴重品・高価な衣類のご持参は、ご遠慮下さい。
- ④ 体調に異変を生じた場合の病院受診は、ご家族様にて対応をお願いします。但し、ご契約者が急病の為、緊急に医療機関に向かう時は、ご家族様にご連絡いたします。ご家族様も同機関へお出で頂く様お願いします。
- ⑤ 来所時、持参した飲食物等は、必ず介護担当職員にお渡し下さい。直接ご契約者へお渡しする事を固くお断りします。中毒・感染症予防の為、厳守して下さい。

9. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合にはご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

尚、損害賠償責任の負担割合等については、当事業所と契約した損害保険会社の裁定に準じます。

10. 衛生管理及び感染症対策等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

13. ご同意確認事項

下記事項については、ご契約者様、ご家族様のご同意を頂く必要の有るものです。説明内容をご理解の上、ご署名下さい。

① 個人情報使用について

ご契約者及びそのご家族の個人情報については、居宅サービス（ショートステイ）を円滑にする為に実施する「サービス担当者会議」等において必要な場合に使用します。条件として、「個人情報」を提供する職員は、相談援助等を担当する職員に限るとし、使用した会議等の内容・経過等を記録・保管致します。

② 介護支援用モニターの使用について

ご契約者の安全確保と事故予防、万一の事故時の早期発見等々の介護支援の目的で、居室内にカメラを設置しております。映像は、夜間帯に限り使用し、職員以外の第三者の目に触れる事はありません。しかし、プライバシーに触れる事でも有りますので、ご契約者又はご家族のご同意を確認させていただきます。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護施設 やまゆりホーム

説明者職名 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始・個人情報使用について及び介護支援用モニターの使用について同意します。

令和 年 月 日

契 約 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3階、地下 1階

(2) 建物の延べ床面積 3, 329. 23 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

平成12年 4月 1日指定 神奈川県1470100056号 定員80名

[通所介護]

平成12年 3月 1日指定 神奈川県1470100056号 定員35名

[居宅介護支援事業]

平成11年 9月 1日指定 神奈川県1470100056号

2. 配置職員の職種

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約提携後に作成する「短期入所生活介護サービス計画」に定めます。契約提携からサービス提供迄の流れは次の通り行います。（契約書第3条参照）

- ① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。
- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

☆居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
☆短期入所生活介護計画書を作成し、それに基づき、サービスを提供します。
☆介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払い頂きます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

☆ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画書を変更し、それに基づき、サービスを提供します。
☆ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

②要介護認定を受けていない場合

☆要介護認定の申請に必要な支援を行います。
☆短期入所生活介護計画書を作成し、それに基づき、サービスを提供します。
☆介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払い頂きます。（償還払い）

要支援・要介護と認定された場合

☆居宅サービス計画を作成して頂きます。
必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

☆ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画書を変更し、それに基づき、サービスを提供します。
☆ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

自立と認定された場合

☆契約は終了します。
☆既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携し、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させます。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
※ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しませ（守秘義務）
- ⑥ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

